

令和 2 年 2 月 26 日
東京都選挙管理委員会事務局

政治団体収支報告書の提出と新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症については、現在都内において、感染源や感染経路が判明していない症例が増えています。政治団体収支報告書の提出に来庁される際は、往復の移動中を含め、お一人お一人の咳エチケットや頻繁な手洗いなど基本的な感染症対策をお願いいたします。

なお、政治団体収支報告書の提出は、窓口のほか以下の方法でも受け付けております。

記

1 郵送による提出方法

(1) 送付書類・部数

- ・ 収支報告書 2部
- ※ 日中に連絡の取れる連絡先電話番号、担当者名を記載したものを添えてください。
- ※ 全国団体（青色の表紙）は、郵便番号の記載のある表紙もご提出ください。
- ・ 領収書等の写し 1部
- ・ 第15号様式・第16号様式（該当団体のみ） 1部
- ・ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体のみ） 1部
- ・ 返信用封筒（収支報告書1部分の郵便切手を貼付したもの） 1部

(2) 送付先

下記担当宛てにお送りください。

※ 受付日は当方に到着し内容の確認が取れた日になります。3月末に発送いただいた場合、受付日が4月以降になる場合がありますのでご注意ください。

2 オンラインによる提出方法

政治団体収支報告書は、「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」を利用して、インターネット上で提出することができます。「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」の利用に際しては、シス

テムの利用申請が必要です。手続きの詳細は、以下のホームページをご覧ください。

政治資金 オンライン



<https://kyoudou.soumu.go.jp/>

3 窓口での手続きが必要なもの

(1) 寄附金（税額）控除のための書類の受領

上記いずれの方法による提出の場合であっても、「寄附金（税額）控除のための書類」の受領（受付印を押印した書類の交付）については、書類の性質上、窓口のみの対応とさせていただきます。

(2) 政治団体の設立、届出事項等の異動に係る届出関係

「政治団体設立届」「届出事項等の異動届」の届出については、政治資金規正法の規定により郵送等による届出が認められていないため、窓口又は「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」での対応となります。

※ 資金管理団体に関する届出及び政治団体解散届については、郵送によりお届けいただけます。

《問い合わせ・提出先》

東京都選挙管理委員会事務局 総務課政治団体担当

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号（〒163-8001）

都庁第一庁舎33階北塔

TEL：03-5320-6907（直通）

Mail：S9000045@section.metro.tokyo.jp

（オンラインシステムやソフトの操作方法に関すること）

政治資金ヘルプデスク

TEL：03-5500-7022

Mail：seijishikinhelpdesk@soumu.go.jp

《お電話の受付時間》

平日9:00～17:00

※ 3月末日の5営業日前～3月末日及び5月末日の5営業日前～5月末日に限り、平日9:00～20:00